

令和5年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和5年3月13日（月曜日）

午前10時00分 開議

午前11時00分 散会

○出席委員（25名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		5番	坂本崇	委員
	6番	齋藤豪	委員		8番	石山敬	委員
	9番	木村隆洋	委員		10番	千葉浩規	委員
	11番	野村太郎	委員		12番	外崎勝康	委員
	13番	尾崎寿一	委員		15番	松橋武史	委員
	16番	今泉昌一	委員		17番	小田桐慶二	委員
	18番	鶴ヶ谷慶市	委員		19番	石岡千鶴子	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○欠席委員（3名）

4番	成田大介	委員	7番	福士文敏	委員
23番	越明男	委員			

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	財務部長兼 健康こども部理事	森岡欽吾
市民生活部長	岩崎隆	福祉部長	秋元哲
農林部長	中田善大	商工部長	西谷慎吾
観光部長	神雅昭	建設部理事	佐藤久男
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	菅野昌子
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	成田正彦

企 画 課 長	白 戸 麻紀子	広 聴 広 報 課 長	菊 地 謙太郎
財 政 課 長	今 井 郁 夫	管 財 課 長	工 藤 浩
市 民 税 課 長	長 内 正 彦	資 産 税 課 長	石 田 剛
収 納 課 長	中 田 和 人	市 民 協 働 課 長	高 谷 由美子
環 境 課 長	菊 池 浩 行	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障がい福祉課長	成 田 亜 弘	介 護 福 祉 課 長	齊 藤 隆 之
こども家庭課長	蒔 苗 元	国 保 年 金 課 長	・ 西 正 樹
健 康 増 進 課 長	山 内 恒	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 内 一 仁
農 政 課 長	堀 子 義 人	り ん ご 課 長	澁 谷 明 伸
農 村 整 備 課 長	柳 田 尚 美	商 工 労 政 課 長	福 士 智 広
文 化 振 興 課 長	佐 藤 孝 子	土 木 課 長	千 葉 裕 朗
道 路 維 持 課 長	木 村 和 彦	都 市 計 画 課 長	福 士 一 之
会 計 課 長	間 山 博 樹	上 下 水 道 部 総 務 課 長	田 中 知 巳
上 下 水 道 部 営 業 課 長	石 川 竜 明	上 下 水 道 部 工 務 課 長	小 野 敦 弘
上 下 水 道 部 上 水 道 施 設 課 長	工 藤 和 生	上 下 水 道 部 下 水 道 施 設 課 長	本 間 嘉 章
学 校 整 備 課 長	高 山 知 己	学 務 健 康 課 長	相 馬 隆 範
生 涯 学 習 課 長	原 直 美		

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 記 一	次	長 丸 岡 和 明
主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平	総 括 主 査	成 田 敏 教
主 査	附 田 準 悦	主 事	外 崎 容 史
主 事	田 村 宣 樹		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は25名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

10日に引き続き、議案第10号令和5年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

◎委員長（工藤 光志委員） まず、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（中田 善大） 11款災害復旧費の予

算について御説明申し上げます。

174ページをお開き願います。

1 項災害復旧費 1 目農業用施設災害復旧対策費の200万円は、災害が発生した場合の農地及び農業用施設等の復旧に要する経費を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を結びたいします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）
12款公債費の予算について御説明いたします。

予算書の174ページの12款公債費は、長期債元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子で87億2295万8000円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を結びたいします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）
13款予備費の予算について御説明いたします。

予算書の175ページの13款予備費は、予算外及び予算超過の支出に充てようとするもので5000万円を計上しております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を結びたいします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、一般会計歳

入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

一般会計歳入について御説明いたします。

予算書の17ページの1款市税1項市民税1目個人市民税は71億7374万9000円となっております。

2目法人市民税は10億4425万6000円となっております。

2項1目固定資産税は89億4850万8000円となっております。

2目国有資産等所在市交付金は3981万9000円となっております。

3項1目軽自動車税は164万3000円となっております。

2目環境性能割は4414万5000円となっております。

3目種別割は5億6760万円となっております。

18ページの4項市たばこ税は13億9131万円となっております。

5項入湯税は1798万5000円となっております。

6項都市計画税は8億3308万円となっております。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので1億4100万円となっております。

19ページの2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので4億2500万円となっております。

3項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので3700万円となっております。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので400万円となっております。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので6300万円となっております。

20ページの5款株式等譲渡所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので3300万円となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので3億1100万円となっております。

7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので45億4000万円となっております。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので700万円となっております。

21ページの9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので4500万円となっております。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等が所在する市町村に交付されるもので30万円となっております。

11款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除などによる減収分を補填するために交付されるもので1億3400万円となっております。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力などに応じて交付されるもので193億円となっております。

22ページの13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので2500万円となっております。

22ページからの14款分担金及び負担金は、歳出予算に計上されている事業ごとに所定の率により算出したもので、1項分担金に1355万5000円、23ページにかけての2項負担金に3億1133万2000円を計上しております。

23ページからの15款使用料及び手数料は、条例に基づきそれぞれ算出したもので、27ページにか

けての1項使用料に10億2528万9000円、28ページから30ページの2項手数料に1億2051万8000円を計上しております。

30ページからの16款国庫支出金は、歳出予算に計上されている各事業の基準により算出したもので、31ページにかけての1項国庫負担金に128億4543万4000円、31ページから34ページの2項国庫補助金に22億988万2000円、34ページの3項委託金に4820万8000円を計上しております。

34ページからの17款県支出金は、国庫支出金と同様に、各事業の基準により算出したもので、35ページにかけての1項県負担金に42億4334万円、35ページから38ページの2項県補助金に11億3835万円、39ページの3項委託金に4億1334万2000円を計上しております。

40ページの18款財産収入は、市が所有する財産の貸付け、売払いなどによる収入を見込み計上したもので、1項財産運用収入に4524万8000円、2項財産売払収入に1963万6000円を計上しております。

41ページの19款寄附金は、ふるさと納税寄附金などを見込み計上したもので14億6780万7000円となっております。

41ページから42ページの20款繰入金1項基金繰入金は、各基金からの繰入れを予定しているもので24億8864万5000円となっております。

42ページの21款繰越金は1億円となっております。

42ページからの22款諸収入は、他に属さない各種の収入をこの款に見込んだもので、43ページにかけての1項延滞金、加算金及び過料に2400万1000円、43ページの2項市預金利子に3万円、44ページにかけての3項貸付金元利収入に12億8812万6000円、44ページの4項受託事業収入に1億1388万円、45ページにかけての5項雑入に13億1948万2000円を計上しております。

45ページから48ページの23款市債は、建設事業等を実施するため、その財源として借入れを予定している長期債のほか、地方交付税の国の財源不足分を補填する臨時財政対策債であり、46億1650万円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第10号に対して、御意見ありませんか。

◎10番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第10号令和5年度弘前市一般会計予算について、反対の討論を行います。

反対理由の第1は、地方自治体に悪政を押しつける国・政府言いなりの予算編成が基調となっているからです。

岸田政権は、これまでの安倍・菅政権を引き継ぎながら、さらなる地方壊しを推し進めています。それは次の諸政策に見られます。

国の社会保障費削減・制度改悪、広域連携・集約化、公共施設の統廃合・縮小、上下水道や消防の広域化、行政のデジタル化とマイナンバーカード取得促進、インボイスの強行です。

加えて、岸田政権は地方政治を大きく揺るがしかねない敵基地攻撃能力の保有や、5年間で43兆円もの大軍拡に突き進んでいます。今、地方自治体が国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤となるのが強く求められています。国の悪政に地方自治体が従い、国の出先機関になるのではなく、地方自治体の精神を生かす弘前市を目指すべきです。

反対理由の第2は、広域連携をめぐることです。

広域連携は、総務省、安倍・菅内閣が押し進め、岸田内閣が引き継ぎ、国の将来の地方財政制度改革の方向性を定めたものの一つです。

その内容は、連携中枢都市圏、定住自立圏を進める自治体を交付税で支援し、これまで各市町村単位が担ってきた行政を中心都市と周辺自治体から成る圏域単位で行うことを標準化しようとするものです。いわゆる平成の大合併の検証もせずに、新たな広域化、市町村合併、さらに道州制を目指すものであることも指摘しておきます。

現在、広域行政で弘前市が担っている津軽広域連合、弘前地区環境整備事務組合、そして、弘前地区消防事務組合などをこれからもしっかりと支えればよいのであって、広域連携の中心に弘前市が座る必要がありません。

反対理由の第3として、款項目に触れながら、主な反対の事業を指摘します。

2款1項1目、AI・IoT・RPA等先進技術導入検討事業、2款1項4目、弘前でつながる関係人口創出事業などの広域連携諸事業、2款3項1目、マイナンバーカード交付事業、2款3項1目、市民課窓口業務等業務委託料、3款1項1目、次世代医療基盤法関連事業、7款1項3目、津軽圏域DMO推進事業、8款4項5目、駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業、10款1項3目、「学ぶ力」向上事業、10款4項4目、10款4項7目、市立図書館と郷土文学館指定管理料、10款4項10目、れんが倉庫美術館等指定管理料。

以上で、会派を代表しての反対討論とさせていただきます。

御清聴感謝いたします。終わります。

◎21番（三上 秋雄委員） 私は、櫻鳴会を代表して、議案第10号令和5年度弘前市一般会計予算について、賛成する立場で意見を申し上げます。

櫻田市長は、市長2期目においても「市民生活を第一に」という政治理念の下、市民の声に耳を傾け、市民目線に立った市政運営を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、原油価格・物価高騰への対応については、市民生活を維持し、地域経済を支えるために国の交付金などを活用するだけでなく、必要なときには財政調整基金を取り崩して、ちゅうちょなく適切なタイミングで対策を講じてきたものと受け止めているところであります。

今年度は、昨年8月の大雨災害や今冬の大雪に見舞われるなど、大変な年であったとともに、長期に及ぶコロナ禍において、誰もが健康であることの大切さを改めて認識したと思います。

そのような中で組まれた本予算は、健康都市弘前実現のために、新たな取組を含めた積極的な予算となっており、市民が成果を実感できるよう十分配慮なされたものとなっております。

そのほか、人口減少対策、子育て、教育、福祉、観光など、あらゆる分野においてしっかりと取り組んでいくという強い思いが感じられる予算であると評価できるものであります。

よって、議案第10号令和5年度弘前市一般会計予算に賛成するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第11号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 議案第11号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は178億3568万3000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、国民健康保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料などの2件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国13ページをお開き願います。

国13ページから国14ページにかけての1款1項総務管理費の2億5972万6000円は、国民健康保険関係の一般管理費等を計上したものであります。

国15ページにかけての2項徴収費の3487万6000円は、国民健康保険料の賦課・収納に係る事務費等を計上したものであります。

3項運営協議会費の42万1000円は、弘前市国民健康保険運営協議会に係る経費を計上したものであります。

国16ページをお開き願います。

2款1項療養諸費の107億7051万3000円は、被保険者に係る診療報酬等を計上したものであります。

国17ページにかけての2項高額療養費の16億3891万3000円は、被保険者に係る高額療養費等を計上したものであります。

国18ページにかけての3項移送費は2,000円を計上したものであります。

4項出産育児諸費の4201万8000円は、出産育児一時金等を計上したものであります。

5項葬祭諸費は1680万円を計上したものであります。

国19ページをお開き願います。

6項傷病手当金は343万3000円を計上したものであります。

3款1項医療給付費分の31億3366万6000円は、青森県へ納付する国民健康保険事業費納付金のうち医療給付費分を計上したものであります。

国20ページをお開き願います。

2項後期高齢者支援金等分の11億9350万5000円は、事業費納付金のうち後期高齢者支援金等分を計上したものであります。

3項介護納付金分の4億4624万6000円は、事業費納付金のうち介護納付金分を計上したものであります。

国21ページをお開き願います。

4款1項特定健康診査等事業費の1億6281万円は、被保険者の特定健康診査及び特定保健指導に要する経費を計上したものであります。

国22ページから国23ページにかけての2項保健事業費の9703万2000円は、被保険者の健康づくり対策に要する経費を計上したものであります。

5款1項基金積立金の1,000円は、科目設定であります。

6款1項公債費の30万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

国24ページをお開き願います。

7款1項償還金及び還付加算金の2542万1000円は、保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

8款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

1款国民健康保険料の32億1883万4000円、2款使用料及び手数料の27万3000円、3款国庫支出金の30万円、4款県支出金の128億9896万9000円は、歳出予算の2款保険給付費から4款保健事業費までに対応する財源として、保険料及び国・県の交付金等を計上したものであります。

5款財産収入の1,000円、6款繰入金の16億7684万7000円、7款諸収入の4045万9000円は、財政調整基金利子、一般会計等からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 国保の1款1項1目の国民健康保険料についてです。

今回、国保料の引下げ、1世帯当たり約9,000円という引下げとありますが、今回の改正による被保険者世帯への影響について、具体的にその辺についてお答えしていただきたいと思っております。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 本定例会に提出しております条例改正案の試算では、国保加入世帯への影響額としては、1世帯当たり平均9,087円、国保全体としては約2億2000万円の引下げとなるものであります。

国保制度では、高所得世帯には賦課限度額があり、また、低所得世帯には7割、5割、2割、それぞれ軽減制度がございますが、いわゆる中間所得層の世帯ではいずれの適用も受けないというこ

とで、国保料が高いという御意見もございました。

今回の料率改定では、保険料の応能割、応益割のそれぞれの配分比率を見直ししておりますので、結果的に引下げの比重が所得割のほうに置かれているということになっております。そのため、一定程度の所得を有する中間所得層の世帯が最も引下げの恩恵、影響を受けるものとなっております。

具体的な例といたしまして、30代の夫婦と子供2人の世帯で所得が200万円という場合でお答えいたしますと、この場合は2割軽減世帯に該当いたしますけれども、現行基準で国保料を計算いたしますと、年額で33万9900円となります。これが改正後の基準では31万1700円、引下げ額は2万8200円となるというものでございます。

◎20番（石田 久委員） 分かりました。

次の傷病手当金については、今回取り下げますので、よろしく願います。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第12号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 議案第12号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は22億3723万3000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、後期高齢者医療保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後9ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の4175万3000円は、後期高

齢者医療関係事務の一般管理費等を計上したものであります。

後10ページにかけての2項徴収費の1140万4000円は、後期高齢者医療保険料の収納に係る事務費等を計上したものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の21億7888万6000円は、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金及び事務費負担金を計上したものであります。

3款1項公債費の3万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

後11ページをお開き願います。

4款1項償還金及び還付加算金の516万円は、保険料の過誤納金に係る還付金等を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後5ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の15億1447万2000円、2款使用料及び手数料の15万円、3款繰入金の7億1717万5000円、4款諸収入の543万6000円は、歳出予算の1款総務費から4款諸支出金までに対応する財源として、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第13号令和5年度弘前市介護保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第13号令和5年度弘前市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

歳入歳出予算の総額は209億4297万3000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、介護保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介12ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の5億2577万9000円は、介護保険関係の一般管理費を計上したものであります。

介13ページの2項徴収費の1386万7000円は、介護保険料の賦課・収納に係る事務費を計上したものであります。

介13ページから介14ページにかけての3項介護認定審査会費の4300万4000円は、津軽広域連合に対する認定審査会共同設置に係る負担金を計上したものであります。

介14ページから介15ページにかけての2款1項

保険給付費の191億9519万4000円は、要支援・要介護認定者に係る介護給付費等を計上したものであります。

介16ページから介18ページにかけての3款1項地域支援事業費の11億4857万7000円は、介護予防事業等に係る経費を計上したものであります。

4款1項基金積立金の1,000円は、科目設定であります。

5款1項公債費の100万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

介19ページの6款1項償還金及び還付加算金の555万1000円は、介護保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

7款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の38億5367万円、2款使用料及び手数料の7万円、3款国庫支出金の53億8096万8000円、4款支払基金交付金の54億1228万5000円、5款県支出金の30億4531万9000円は、歳出予算の2款保険給付費、3款地域支援事業費に対応する財源として、保険料及び国・県等の負担金等を計上したものであります。

6款財産収入の1,000円、7款繰入金の32億5003万3000円、8款諸収入の62万7000円は、財政調整基金利子、一般会計からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 3款1項3目の包括的支援事業について。

この間、介護保険は、1期から8期まで約22年間ですけれども、保険料が1.8倍にもなりました。そういう中で、利用すれば利用するほど保険料が値上げになるということがずっと続いているわけですけれども、今回の七つの地域包括支援センター、若干予算が増額になっていますけれども、どういう内容でしょうか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 予算増額の理由ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、委託料が増額されたということが主なものでございまして、この委託料の中の増額になった主なものといたしまして、地域包括支援センターの職員の処遇改善のための人件費を増額したことが主な理由となっております。

◎20番（石田 久委員） かなり増額ということであったものですから、いろいろ増額になったときに、具体的に、例えばパソコンとか、あるいは必要な準備の予算も入っているのかと思ったら、今の答弁ですと、ほとんどそうではなくて、そういうような形になっているわけですけれども、今後、包括支援センターのほうは、認知症がかなり拡大して、相談件数がかなり多いわけですけれども、これに対しては、今回多少増額されていましてけれども、そのような対応がこれから可能なかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 今回の人件費の増額につきましては、介護職員の処遇改善を、もっともっと処遇改善で向上させなければいけないという国の方針とかもありましたので、我々としても職員の処遇改善が必要だと。しっかりとした身分というか、収入の中でしっかりと仕事をしていただきたいというところで、その分を見込んだものでございます。

介護保険自体は3年に1回、事業計画というのを作成させていただいておまして、その中で必要な経費等は見積もることになってございますので、次期が第9期ということで、令和6年から始まります。ですので、令和5年度の計画策定の中で、そういったところも検討してまいりたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第14号令和5年度弘前市水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第14号令和5年度弘前市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に給水戸数を、第2号に年間総配水量を、第3号に1日平均配水量を、第4号に主要な建設改良事業を、それぞれ記載のとおり見込んでおります。

水1ページから水2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には42億3299万6000円を、支出には37億1185万1000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引き額につきましては、水8ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で1億5929万5000円の純利益を見込んでおります。

水2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には30億8094万6000円を、支出には54億4301万6000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

水3ページから水4ページにかけての第5条から第12条につきましては、継続費、債務負担行為、企業債、一時借入金などを定めたものであります。

水5ページをお開き願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益に水道料金37億1748万4000円を計上しております。

水6ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費に樋の口浄水場や各配水池の維持管理に要する費用11億4021万2000円を、7目減価償却費に償却資産の減価償却費用12億3926万6000円を計上しております。

水7ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に25億2530万円を計上しております。

支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費3目老朽管更新事業費に8億5446万5000円を、5目浄水場建設事業費に29億3217万6000円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に11億2344万6000円を計上しております。

そのほか、水8ページから水32ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細

書などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第15号令和5年度弘前市下水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第15号令和5年度弘前市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に排水処理件数を、第2号に年間総処理水量を、第3号に1日平均処理水量を、第4号に主要な建設改良事業を、それぞれ記載のとおり見込んでおります。

下1ページから下2ページにかけての第3条収

益的収入及び支出のうち、収入には52億9916万3000円を、支出には53億2587万2000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引き額につきましては、下9ページを御覧願います。

ページ上段にあります、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で9435万9000円の純損失を見込んでおります。

下2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には24億1389万円を、支出には46億8622万円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

下3ページから下4ページにかけての第5条から第11条につきましては、債務負担行為、企業債、一時借入金などを定めたものであります。

下5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料に下水処理に係る使用料31億3610万4000円を計上しております。

下5ページから下6ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款下水道事業費用1項営業費用7目流域下水道維持管理負担金に13億9571万8000円を、10目減価償却費に償却資産の減価償却費用25億5952万9000円を計上しております。

下7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に15億1580万円を計上しております。

下7ページから下8ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業建設費に10億3226万円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に34億3127万2000円を計上しております。

そのほか、下9ページから下33ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午前11時00分 散会〕